**地域医療総合医学講座同門会学術振興事業要綱**

**１ 目的**

この要綱は、地域医療総合医学講座同門会（以下同門会）における同門会会員が行う取組に対して予算の範囲内で助成することにより、医学・健康及び医療に関する知識の普及並びに地域医療に貢献することを目的とする。

**２ 助成事業**

（１）助成事業は、助成が決定された年度内に完了する次の事業とする。

・研究事業（地域医療、地域包括ケアなどに関わる研究が望ましい）

単年度3件を上限とする。

**３ 助成事業の内容**

（１）研究事業

・助成対象

個人又は共同で行う研究活動とする。

なお、学会参加のための旅費・参加費については、特別な理由がある場合を除き、原則として

主研究者が国内における学会で発表する場合（第一演者）を対象とし、他からの助成がない場合とする。

・助成対象者

対象領域で独創的テーマに積極的に取り組んでいる同門会会員とする。

・助成金額

１件５万円を限度とする。

・助成金の拠出要件

1. 該当研究に関する申請書、研究計画書を同門会事務局に提出すること
2. 審査委員会において認可されること
3. 該当年度の同門会会費を納入していること

・実績報告

助成金受領者は、対象領域に該当する研究会もしくは学術集会において、主研究者が教育研

究活動終了後1年以内に学会発表もしくは論文発表することを必須とする。また研究終了後、　同門会事務局に対し実績報告書と会計報告書を提出することを必須とする。

**４ 助成の申請**

助成を受けようとする者は、助成申請書を別に定める期日までに同門会幹事長に提出するも

のとする。

なお、助成要望額は千円未満を切り捨てて申請するものとする。またその支給基準については札幌医大の助成金支出基準に従う。

**５ 審査委員会**

助成申請書に関する審査を行うため、同門会研究助成審査委員会（以下「委員会」）を置く。

（１）構成

委員会の委員は、地域医療総合医学講座教授、同門会会長、同門会副会長とする。

（２）委員長

委員会に委員長を置き、地域医療総合医学講座教授をもって充てる。

（３）審査及び決定

委員長は、委員会の審査に基づき、予算の範囲内において助成対象者及び助成額を決定する。

（４）審査結果の報告

委員長は、委員会の審査結果について申請者に通知するとともに、同門会に報告するものとする。

**６ その他**

（１）庶務

助成金に関する庶務は、同門会事務局において処理する。

（２）助成金の返還

研究内容、助成金の使途が申請と異なるほか、助成することが不適当であると認められ

るときは、助成金を全額返還させるものとする。

（３）その他

この要綱に定めるもののほか、研究助成金の取扱いに関し必要な事項は、同門会役員会において別に定める。

1. この規程は、平成25年７月6日から施行する。
2. この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。